

集中治療超音波画像診断認定制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本集中治療医学会（以下、本会）は急性期医療において、超音波画像診断を用いた早期治療判断が、重症患者の社会復帰に貢献することを目的として集中治療超音波画像診断認定制度を設ける。

(名称)

第2条 本制度は日本集中治療医学会集中治療超音波画像診断認定制度（以下、超音波認定制度）と称する。

(定義)

第3条 本規則において、日本集中治療医学会集中治療超音波画像診断認定医（以下、超音波認定医）は、本会の認定を受けて集中治療における超音波画像診断業務を行う者をいう。

第2章 超音波認定制度の運用

(委員会の設置)

第4条 本会は、超音波認定制度の適正かつ、円滑な運用をはかるために、日本集中治療医学会超音波画像診断認定制度委員会（以下、超音波認定委員会）を設置する。

2 超音波認定委員会内に超音波画像診断試験問題作成ワーキンググループを設置する。

(委員会の構成)

第5条 超音波認定委員会は、「本会の委員会に関する細則」に則り構成する。

(委員会の業務)

第6条 超音波認定委員会は、集中治療超音波画像診断認定制度規則（以下、超音波認定制度規則）および集中治療超音波画像診断認定制度施行細則（以下、超音波認定制度細則）の運用を管理し、運用にあたって生じた疑義を処理するとともに超音波認定医の認定およびその更新に関する業務を担当する。

第 3 章 超音波認定医の認定申請の資格

(認定資格)

第 7 条 超音波認定医を得ようとする者は、次に定める資格をいずれも具備していなければならない。

- (1) 日本集中治療医学会正会員であること。
- (2) 医師免許証取得後 3 年以上の臨床経験者で集中治療に関する経験を有すること。
- (3) その他、超音波認定制度細則に定める資格

第 4 章 超音波認定医の認定審査および認定

(申請)

第 8 条 超音波認定医の認定を得ようとする者は、細則に定める申請書類を超音波認定委員会に提出する。

(試験)

第 9 条 超音波認定委員会は、細則に定める全ての申請要件を満たすと認められる申請者を対象に試験を実施する。

(審査)

第 10 条 超音波認定委員会は、毎年 1 回、申請書類の審査および試験に基づいて、認定の適否を決定し、その結果を理事長に報告する。

(認定)

第 11 条 理事長は、超音波認定委員会が審査の結果、適格と認めた者を、理事会の議を経て認定し、認定証書を交付する。

(認定の有効期間)

第 12 条 超音波認定医の認定有効期間は交付の日から 5 年とする。

(暫定認定)

第 13 条 超音波認定委員会委員または集中治療超音波画像診断試験問題作成ワーキンググループのメンバーは自ら認定申請手続きをした場合には、本規則施行後、当初の 5 年に限り超音波認定医（暫定）とし、理事会の決議を得て認定証書（暫定）を交付する。初回の更新手続き終了後に正式な超音波認定医とする。

第 5 章 集中治療超音波画像診断認定医の更新

(更新手続)

第 14 条 超音波認定医の認定を有効期間後も引続き得ようとする者は、細則に定める超音波認定医の認定の更新手続を行わなければならない。

(更新審査)

第 15 条 超音波認定委員会は、毎年 1 回、超音波認定医認定の更新申請書類を審査し、その結果を理事長に報告する。

(更新認定)

第 16 条 理事長は、超音波認定委員会が更新審査の結果、適格と認めた者を、理事会の議を経て認定し、認定証書を交付する。

第 6 章 集中治療超音波画像診断認定の喪失および取り消し

(認定の喪失)

第 17 条 超音波認定医は次の各号の理由によりその認定を喪失する。

- (1) 超音波認定医が自ら辞退したとき。
- (2) 超音波認定医認定の更新申請を行わなかったとき。
- (3) 超音波認定医認定の更新申請が認められなかったとき。

(認定の取消)

第 18 条 超音波認定医として不適格と認められる事案が発生した場合、本人に弁明の機会を与えた上で、理事長は超音波認定委員会、理事会の議を経て、認定を取り消すことができる。

第 7 章 補則

(細則)

第 19 条 本規則を施行するため、別に細則を定める。

(改定)

第 20 条 本規則は超音波認定委員会、理事会の議を経て変更することができる。

付 則 この規則は、2023 年 12 月 15 日から施行する。